

地域密着型サービス事業者説明会(平成28年2月16日実施)の質疑応答 後日回答(同年3月9日時点)

NO	質問	回答
1	<p>宿泊サービスを行っている地域密着型通所介護に、夕方緊急で宿泊サービスを利用し、その後も継続して利用した場合①西東京市の被保険者が市外の地域密着型通所介護を利用する場合②西東京市内の地域密着型通所介護を他市の被保険者が利用する場合、11～12ページのような手続きとなるのか。</p>	<p>現状ではご質問のような想定をした保険者はありませんでしたが、①他区市町村所在の地域密着型通所介護の宿泊サービスを西東京市の被保険者が利用する場合は他区市町村の保険者の判断が適用され、②西東京市所在の地域密着型通所介護の宿泊サービスを他区市町村の被保険者が利用する場合は西東京市の判断基準(12ページ参照)が適用されます。</p>
2	<p>11ページの他市の利用者のみなし指定される場合について、3月31日時点の利用とあるが、利用実績ではなく利用契約があることで足りるという解釈でよいか。</p>	<p>平成27年12月14日付け27福保高介第1147号の東京都からの通知の別紙3(9)の取扱となります。</p> <p>※「平成28年4月1日前からの既存の利用者」とは、「平成28年3月31日現在、利用者とは指定通所介護事業所との間で利用契約がある場合」が予定されています。</p>
3	<p>地域密着型通所介護と総合事業の利用定員の考え方について確認したい。</p>	<p>平成27年12月22日全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料75ページの取扱となります。</p> <p>指定通所介護と第1号通所事業を一体的に実施する場合の定員の取扱い</p> <p>○指定通所介護と第1号通所事業(従前の介護予防通所介護に相当するサービスや、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA))を一体的に行う場合の利用定員は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。 <p>○したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。</p>
4	<p>他市との同意協定について、4月1日から可能な市とそうでない市を教えてください。確定情報でなくても構わないので早めに知りたい。</p>	<p>協定の締結状況については、市ホームページ上で随時お知らせします。</p>

NO	質問	回答
5	<p>運営推進会議の開催について</p> <p>①開催頻度は6か月に1回で良いか。</p> <p>②市内に複数事業所がある場合それぞれで開催しなくてはいけないのか。合同開催が可能か。</p> <p>③他の運営会社のデイとの合同開催でも可能か。</p> <p>④開催日時はサービス提供時間内に出来るのか。もし可能な場合算定条件はどうなるのか。</p>	<p>①そのようになります。</p> <p>②、③については、説明会資料20ページQ4の取扱となります。複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合に限り、例外的に合同開催が可能となっています。</p> <p>④サービス提供時間内でも会議の開催は可能ですが、次の点にご注意ください。</p> <p>ア) サービス提供を受けている利用者が、サービス提供時間内に運営推進会議に参加することはできません。</p> <p>イ) 運営推進会議の構成員として「利用者、利用者家族」とありますが、「利用者家族」が事業運営を評価し、必要な要望等を行い、利用者の声を代弁するといった役割を果たすということであれば、「利用者」を必須の構成員とするものではありません。</p> <p>ウ) 生活相談員の勤務時間に「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められており、西東京市においては運営推進会議に出席するための時間については、確保すべき勤務時間数に含めることが可能な取扱とします。</p>
6	<p>地域密着型通所介護の重要事項説明書、契約書のひな型は提供されるのか。</p>	<p>市の方で提供させていただく予定はありません。</p>
7	<p>(同意協定以外で)他市の方が利用を希望し、その市へ申請するために必要な書類・事項等具体的には何か。</p>	<p>西東京市では電話連絡で済むような対応を考えています。</p> <p>他市町村所在の地域密着型通所介護の利用は、それぞれの他市町村にお問い合わせください。</p>
8	<p>運営推進会議について事業所側から出席する人員、職種等決められていることはあるか。</p>	<p>特に定めはありませんが、日常のサービスの提供状況や事業所としての取組などを話すことが可能な方の出席が必要と考えます。</p>
9	<p>これらのQ&Aは今後こういった形で確認していけば良いか。</p>	<p>市ホームページに掲載することを予定しています。</p> <p>トップページ→健康・福祉→介護保険→介護保険事業者向け情報→地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)関連</p>
10	<p>他市でも小規模通所介護事業所を運営している場合、処遇改善加算の振り分けを2事業所間において金額の差があってもよいか。</p>	<p>事業所の規模やサービスの内容、勤続年数等により加算(金額)の差は生じる為、2事業者間にその差はあっても構いません。詳細は「介護保険最新情報Vol.437を参照してください。</p>
11	<p>定款に「通所介護」とあるのは、「地域密着型通所介護」と変える必要があるのか。</p>	<p>そのためだけの変更は不要だと思われるので、他に変更が生じた場合に対応していただければよいと思われる。</p>

NO	質 問	回 答
12	<p>重要事項説明書と利用契約書が一体型のものを使用しているが、今回重要事項説明書の中の「通常の事業の実施地域」が変更になると思うが、改めて印を取り直す必要があるか。</p>	<p>まず運営規程の中で「通常の事業の実施地域」を「西東京市」に変更の手続きをしていただく必要があります。なお、この「通常の事業の実施地域」だけの変更であれば、市への変更届出は不要です。</p> <p>次に、重要事項説明書にもこの「通常の事業の実施地域」を記載していると思いますが、この変更だけであれば、市の方で作成したお知らせを利用者の方に説明したうえで渡していただければ改めて印を取り直していただくことがないような取扱いにしたいと考えています。</p>